

社会医療法人千秋会
井野口病院
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
【運営規程】

(事業の目的)

第1条 社会医療法人千秋会が開設する井野口病院(以下、「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーション(以下、「リハビリ」)を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 井野口病院
- ② 所在地 〒739-0007 広島県東広島市西条土与丸6丁目1番91号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名(常勤、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 :2名以上(管理者と兼務1名、常勤専従1名以上)
理学療法士:2名以上(常勤専従1名以上、非常勤専従1名以上)
作業療法士:2名以上(常勤専従1名以上、非常勤専従1名以上)
言語聴覚士:2名以上(常勤専従1名以上、非常勤専従1名以上)

介護職員:1名以上(常勤専従1名以上)

管理栄養士:1名以上(非常勤専従1名以上)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、水曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日から翌年1月3日)、盆(8月13日～8月15日)等、井野口病院の休診日は除く。

② 営業時間

午前8時30分から17時30分までとする。

③ サービス提供時間

午前9時30分から16時30分までとする。

1単位 9:30-10:40

2単位 11:00-12:10

3単位 13:50-15:00

4単位 15:20-16:30

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 利用定員は次のとおりとする。

① 1単位目 18名

② 2単位目 18名

③ 3単位目 18名

④ 4単位目 12名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割もしくは3割の額とする。

① 機能訓練

② 健康チェック

③ 送迎

④ リハビリマネジメント

⑤ 運動器機能向上(介護予防)

⑥ 栄養改善

⑦ 口腔機能向上

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	150円
3. 5km以上4. 5km未満	200円
4. 5km以上5. 5km未満	250円
5. 5km以上6. 5km未満	300円
6. 5km以上7. 5km未満	350円
以下、1km増すごとに50円を加算する。 ※消費税は別途徴収する。	

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 東広島市の一部（西条、八本松、高屋）とする。

上記地域以外に利用希望者がいた場合等、希望者と相談の上、実状を考慮し利用の可否について、決定する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（身体拘束）

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修
 - ② その他必要時研修を行うものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人千秋会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日より改定施行する。
この規程は、平成28年6月1日より改定施行する。
この規程は、平成28年12月16日より改定施行する。
この規程は、平成29年4月1日より改定施行する。
この規程は、平成30年4月1日より改定施行する。
この規程は、平成30年6月7日より改定施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より改定施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 16 日より改定施行する。
この規程は、2019 年 10 月 1 日より改定施行する。
この規程は、2020 年 4 月 1 日より改定施行する。
この規程は、2020 年 7 月 1 日より改定施行する。
この規定は、2021 年 4 月 1 日より改定施行する。
この規定は、2024 年 4 月 1 日より改定施行する。